

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(Ⅱ-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること(施策目標Ⅱ-5-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5:生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること	担当部局名	医薬・生活衛生局 生活衛生課	作成責任者名	生活衛生課長 藤田 一郎																		
施策の概要	理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等、並びに多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。																						
施策実現のための背景・課題	1 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場営業、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業)について、衛生水準の確保及び振興等を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。 2 多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。また、人材不足によりビルクリーニングが適切に行われなくなることで、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康が損なわれることを未然に防ぐため、新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始される。																						
各課題に対応した達成目標	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">達成目標/課題との対応関係</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">達成目標の設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">目標1 (課題1)</td> <td colspan="4">生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。</td> <td>公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与するためには、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図る必要があるため。</td> </tr> <tr> <td>目標2 (課題2)</td> <td colspan="4">多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。</td> <td>公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与するためには、多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図る必要があるため。</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由				目標1 (課題1)	生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。				公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与するためには、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図る必要があるため。	目標2 (課題2)	多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。				公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与するためには、多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図る必要があるため。
達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由																					
目標1 (課題1)	生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。				公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与するためには、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図る必要があるため。																		
目標2 (課題2)	多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。				公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与するためには、多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図る必要があるため。																		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
				年度ごとの実績値							
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
1 振興計画の業種別認定率 (医薬・生活衛生局生活衛生課調べ)(アウトプット)	91%	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(91%)以上	前年度(91%)以上	前年度以上	前年度以上	振興計画とは、生活衛生同業組合(業種ごと・都道府県ごとに営業者が組織する組合)が作成する、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業の計画のことである。衛生水準の維持向上のためには、生活衛生関係営業の振興が重要であり、計画未作成組合を解消できるよう、振興計画の業種別認定率を前年度以上とすることを目標値とした。 (参考)平成27年度実績:517件、平成28年度実績:523件、平成29年度実績:524件、平成30年度実績:520件		
2 日本政策金融公庫貸付件数(生活衛生資金貸付) (日本政策金融公庫調べ)(アウトプット)	14,107件	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(13,783件)以上	前年度(14,410件)以上	前年度以上	前年度以上	日本政策金融公庫が生活衛生関係営業者に対して行う衛生水準の維持向上等を目的とした低利融資は、中小零細の生活衛生関係営業者にとって重要な支援措置であり、金融市場における金利動向を踏まえると厳しい状況下ではあるものの、貸付件数を前年度以上とすることを目標値とした。 (参考)平成27年度実績:11,755件、平成28年度実績:13,783件、平成29年度実績:14,107件、平成30年度実績:14,410件		
達成手段1		補正後予算額(執行額) 平成29年 度	平成30年 度	令和元年度 当初予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
(1) 生活衛生関係営業対策費補助金 (平成23年度)	1,055百万円 (1,055百万円)	1,142百万円 (1,138百万円)	1,173百万円	1	(公財)全国生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、都道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の10に規定する事業を行っており、国は、同法の規定に基づき、全国センターの行う事業について補助しているものである。 また、(公財)都道府県生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、同法の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。さらに、同法の規定に基づき、生活衛生関係営業の連合会及び組合に対して必要な助成を行うものである。 ・複数の異なる事業が実施されている性質上、事業毎に多様な成果目標が設定されており、統一的な目標を定量的に示すことはできないが、生衛業の経営の健全化、公衆衛生の向上及び増進、国民生活の安定に寄与することを目的としている。そのなかには振興計画未作成組合の解消に寄与する事業もあり、これらの事業に補助金を交付することにより、業種別認定率の向上を図る。 ※各事業の成果目標及び成果実績については、外部有識者による審査・評価会において関係営業の振興・公衆衛生の確保との確な効果測定の観点から、審査・評価を事業採択前及び事業終了後のいずれも実施し、必要に応じて事業期間中における中間審査も実施している。 参考:生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会(http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kenkou.html?tid=128637)					387	

(2)	生活衛生金融対策費 (平成11年度)	4,354百万円 (4,288百万円)	5,111百万円 (4,811百万円)	3,634百万円	2	<p><補給金> 生活衛生関係営業者に対して無担保・無保証人で融資する「生活衛生改善貸付」及び「特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付」等の貸付金利を低減するため、利ざやの減少分を補給するものである。 現下の厳しい経済情勢の中で、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上及び早期の経営健全化並びに雇用の創出等を図っていく上で必要な低利の政策金融を維持していくために不可欠のものである。</p> <p><出資金> 経済・雇用状況等に鑑み、緊急経済対策の一環として金融対策によって景気の下支えを図る生活衛生資金融資に要する資金である。</p> <p>・貸付件数については、景気が良好な際に減少し、景気の悪い際には増加するというような性質もあり、貸付件数の増加が一概に生活衛生関係営業の振興につながるとは限らないが、貸付件数が増えることで生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上及び早期の経営健全化並びに雇用の創出等が図られ、振興にも資する。</p>	384
(3)	生活衛生等関係費 (平成4年度)	30百万円 の内数 (20百万円 の内数)	298百万円 の内数 (275百万円 の内数)	155百万円の 内数	1.3	<p><生活衛生関係営業衛生確保等対策費> 生衛業の衛生水準の維持向上や生活衛生業に係る感染症等の感染拡大防止策等の総合的な衛生対策を検討するための経費である。</p> <p><生活衛生営業実態調査費> 生衛業の年次的な経営実態を把握し、生衛業の健全な育成、経営の指導等を行うため、振興指針の見直しのための基礎資料を得るために必要な経費である。</p> <p><生活衛生等指導費> 生衛業の経営の安定と健全な発展のため、都道府県・経営指導員への指導監督及び生衛組合に対する指導及び連絡調整を行うための経費である。</p> <p><生活衛生関係営業対策調査委託費> 生活衛生関係営業における生産性向上の取り組みに対する支援を推進するため、生活衛生関係営業者向けの生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談等を行うための経費である。</p> <p>・生活環境の変化や国際化等により生じる新たな健康課題に対して、国民生活に密着した生活衛生関係営業において、迅速かつ的確に対応することが重要であり、原因究明、感染等防止対策などの総合的な衛生対策を講じることで国民生活の衛生水準の向上を図る。</p> <p>・国民生活の衛生水準の維持向上のためには、生活衛生関係営業の振興の計画的推進を図ることが重要であり、生活衛生営業実態調査を実施し、これを基礎調査とした衛生施設の水準等を定めた振興指針を策定し、当該指針に準拠した振興事業計画策定を推進する。</p> <p>・各生活衛生関係営業施設等への立入検査や監督指導を担う環境衛生監視員には生活環境の変化に応じた最新の知識が必要であり、生活衛生等指導費により保健所の専門的かつ技術的拠点としての機能強化（環境衛生監視員の資質向上）等を図ることで、衛生水準の向上を図る。</p> <p>・生活衛生関係営業における生産性向上の取り組みに対する支援を推進するため、生活衛生関係営業者向けの生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談等を行うことにより、生活衛生関係営業の振興を図る。</p>	385

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
						年度ごとの実績値									
(3)	建築物環境衛生管理基準への不適合率(アウトカム) (衛生行政報告例による)	別紙参照	平成29年度	前年度以下	毎年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	建築技術の進歩等に対応して、国民の生活環境に占める建築物の室内環境の重要性が高まっていることから、興業場、百貨店等多数の者が使用・利用する、3,000平方メートル以上の規模を有する建築物(特定建築物)の維持管理について、管理基準に適合していない特定建築物を減少させることを目標値とした。 衛生行政報告例URL: https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450027&tstat=000001031469				
達成手段2		補正後予算額(執行額)	令和元度 平成29年度	平成30年度 当初予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等									令和元年行政事業レビュー事業番号
(3)	生活衛生等関係費 (平成4年度)	30百万円 の内数 (20百万円 の内数)	371百万円 の内数 (275百万円 の内数)	155百万円の 内数	1.3	<p><建築物環境衛生管理対策推進事業費> 建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行うための経費である。</p> <p><保健所等担当者研修会等経費> 一般の人々へ建築物環境衛生に関する適切な情報の提供を行うとともに、保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、相談体制の整備等を図るための経費である。</p> <p>・建築物環境衛生管理対策推進事業において、建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねズみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行い、そこで得られた知見を建築物の維持管理に携わる者等に提供することにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の減少を図る。</p> <p>・保健所等担当者研修会等経費を活用して保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、建築物の維持管理に携わる者等への効果的な助言指導がなされることにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の減少を図る。</p>	385								
(4)	建築物環境衛生管理技術者国家試験費 (昭和46年度)	0.4百万円 (0.4百万円)	0.5百万円 (0.5百万円)	0.4百万円	3	<p><建築物環境衛生管理技術者国家試験費> 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環境衛生管理技術者国家試験実施及び国家試験合格者・講習会課程修了者に対する免状交付等に必要な経費である。</p> <p>・建築物環境衛生管理技術者国家試験の適性な実施を継続し、技術者の知識水準を保つことで、衛生的維持管理の向上を図る。</p>	386								
(5)	生活衛生関係営業対策事業費補助金 (ビルクリーニング業における外国人材確保事業) (令和元年度)	—	—	17.9百万円	—	<p><生活衛生関係営業対策事業費補助金(ビルクリーニング業における外国人材確保事業)> ビルクリーニング分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れるため、外国において評価試験を適正に実施するための現地調査や資機材の整備等を行うための経費である。</p> <p>・国内外において専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を確保することにより、ビルクリーニング分野の存続・発展を図り、多数の者が利用する建築物における衛生的環境を維持する。</p>	387								

施策の予算額・執行額	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	政策評価実施予定期(評価予定表)	令和3年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	4,621,241	4,962,286	5,297,205	
		補正予算(b)	1,666,000	0		
		繰越し等(c)	265,050	334,625		
		合計(d=a+b+c)	6,552,291	5,296,911	5,297,205	
		執行額(千円、e)	5,948,130			
		執行率(%、e/d)	90.0%			

関連税制	①公害防止用設備に係る特別償却制度及び特例措置 ②生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度 ③生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置 ④中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制) ⑤中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制) ⑥特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制) ⑦交際費課税の特例措置 ⑧中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置				
------	---	--	--	--	--

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説	平成31年3月8日	改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入れ環境の整備(中略)などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。

別紙

指標1：振興計画の業種別認定率(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
理容業	100.0	100.0	100.0	
美容業	100.0	100.0	100.0	
興行場業	64.4	66.7	64.4	
クリーニング業	100.0	100.0	100.0	
公衆浴場業	58.5	61.0	62.5	
旅館業	100.0	100.0	100.0	
旅館業(簡易宿所)	75.0	75.0	75.0	
食肉販売業	95.7	95.7	95.7	
食鳥肉販売業	94.1	94.1	93.8	
氷雪販売業	38.5	38.5	38.5	
飲食店営業(すし店)	95.2	95.2	95.2	
飲食店営業(めん類)	100.0	100.0	100.0	
飲食店営業(中華料理業)	100.0	100.0	100.0	
飲食店営業(社交業)	97.4	97.4	100.0	
飲食店営業(料理業)	93.3	93.3	93.3	
喫茶店営業	96.4	96.3	92.3	
飲食店営業(一般飲食業)	100.0	100.0	100.0	
全業種平均	91.1	91.4	91.4	

指標3：建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
浮遊粉じんの量	2.2	2.4	集計中	
一酸化炭素含有率	0.4	0.3	集計中	
二酸化炭素含有率	26.1	27.7	集計中	30百万円の内数 (20百万円の内数)
温度	29.9	31.9	集計中	
相対湿度	56.6	57.2	集計中	
気流	2.5	2.4	集計中	
ホルムアルデヒドの量	1.8	1.3	集計中	
水質基準	0.6	0.5	集計中	
残留塩素含有率	2.0	1.5	集計中	